

秘
農林水産省

都道府県		市区町村			管理番号		指標コード				



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査 農業・農村の6次産業化総合調査 農業経営体等における6次産業化業態別調査票

農家民宿用

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。記入いただいた調査票の内容は秘密扱いとし、**課税など統計作成以外の目的に使うことはありません。**ありのままをご記入いただくようお願いいたします。

(1) 調査の対象

「農家民宿」の事業に取り組んでいる農業者の方を調査の対象としています。「農家民宿」とは、旅館業法に基づき旅館業の許可を得て、観光客等を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材を調理し、料理を提供して代金を得る事業をいいます。

(2) 調査の対象となる期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の1年間を対象としています。

（この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。）

(3) 記入上の注意

- 同封の「**記入の仕方**」をご覧ください、記入をお願いいたします。
- 金額を記入する欄については、**消費税を含め単位未満は切り上げ**て記入してください。
- 複数の農家民宿を営んでいる場合は、**合算して記入**してください。



パソコンからインターネットでの回答が可能です。

詳しくは同封のチラシをご覧ください、回答してください。

なお、インターネットにてご回答いただいた場合は調査票の返送は不要です。

調査票の記入に当たって不明な点等ございましたらこちらまでご連絡ください。

1. 農家民宿の概要

 太枠の中をご記入ください。

- (1) 農家民宿はどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。
また、「2」及び「3」に該当する法人の方は法人番号（13桁）の記入をお願いします。

101	農 家	・ 家族単位で農業を営んでいるもの ・ 法人格の有無によって、「個人」と「法人」に区分する	個人	①
			法人	②
	会 社	会社法に基づく株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社の組織形態をとっているもので、農業を営んでいるもの （会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める特例有限会社も含む。）		③

法人番号を活用した統計の精度向上、効率化の取組に使用させていただきます。

個人のマイナンバー（12桁）を記入しないようご注意ください。

法人番号（13桁）												

- (2) 農林漁業等体験活動の実施の有無について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

102	農林漁業等体験活動	あり	なし	農林漁業等体験活動の例 農作業体験、枝打ち、農産物の加工、郷土料理づくり、調理の体験、木工細工、地域伝統行事への参加、森林散策等
		①	②	

- (3) 令和2年度の農家民宿の年間営業日数を記入してください。1日1時間でも営業すれば1日とします。

103	年間営業日数		日	0日の場合は、調査終了となります。 ご協力ありがとうございました。
-----	--------	--	---	--------------------------------------

令和2年度内に農家民宿を休業・廃業された場合は、その時期をこちらに記入し、休業又は廃業のいずれかに○を記入してください。

令和	年	月	から	令和	年	月	まで	休業・廃業
----	---	---	----	----	---	---	----	-------

例）令和2年4月から令和2年5月まで 休業・廃業
 令和2年4月から令和 年 月まで 休業・廃業

- (4) 令和2年度の農家民宿における売上金額を記入してください。また、売上金額のうち農林漁業等体験活動に係る参加料・体験料の総額を記入してください。売上金額がない場合は、「売上金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

104	年間売上金額	億	千万	百万	十万	万		万円
105	うち、参加料・体験料							万円

106	売上金額なし	①
-----	--------	---

※1 消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

※2 施設に併設された農産物直売所及びレストランの売上金額は含みません。

例）・ 1万円単位の記入方法：売上金額 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）
 ・ 1万円に満たない場合の記入方法：売上金額 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

- (5) 令和2年度の農家民宿における年間宿泊者数（延べ人数）及びうち、外国人宿泊者数について記入してください。また、外国人宿泊者数について、国（地域）別の外国人宿泊者数割合を記入してください。

107	年間宿泊者数（延べ人数）	万	千	百	十	一	人
108	うち、外国人宿泊者数						人

【年間宿泊者数が正確にわからない場合】

以下の式を基に、おおよその数を算出してください。

年間宿泊者数

= 1日当たりの宿泊者数 × 年間営業日数

例〉・1日当たりの宿泊者数が約10人

・年間営業日数が108日の場合

→10人 × 108日 = 1,080人

国（地域）別の外国人宿泊者数割合				
	合 計	1	0	0 %
109	中国、韓国、台湾、香港			%
110	タイ、シンガポール、インドネシア マレーシア、フィリピン、ベトナム			%
111	アメリカ、カナダ			%
112	英国、フランス、ドイツ、 イタリア、スペイン、ロシア			%
113	オーストラリア			%
114	その他			%

- (6) (2)で農林漁業等体験活動の実施を「あり」と回答した方のみ回答してください。農林漁業等体験活動に係る参加人数・体験人数及び参加者・体験者の居住地域割合を記入してください。

115	参加人数・体験人数	万	千	百	十	一	人

参加者・体験者の居住地域割合				
	計	県 内	県 外	海 外
116	100%	%	%	%

海外からの参加者・体験者の 具体的な地域（国名等）	
117	

2. 従事者の状況

- (1) 令和2年度に農家民宿の経営や業務を行った従事者数について、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」について給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分			従事者計		役員・家族		雇用			
							常雇い		臨時雇い	
201	男	65 歳未満		人		人		人		人
202	性	65 歳以上		人		人		人		人
203	女	65 歳未満		人		人		人		人
204	性	65 歳以上		人		人		人		人

※ 「常雇い」は、正社員、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、雇用契約（口頭の契約でも可）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。

- (2) 上記(1)の令和2年度に雇用した常雇い及び臨時雇いの従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、農家民宿に従事した分を記入してください。

205	年間雇用労賃	億	千万	百万	十万	万
						万円

◆ 雇用者が複数の事業に従事している場合は、農家民宿に係る雇用労賃に従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

※単位未満は切り上げて記入をお願いします。

例)・1万円単位の記入方法：雇用労賃 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）
・1万円に満たない場合の記入方法：雇用労賃 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

3. おわりに

記入内容について、後日お尋ねする場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名

担当部署

調査は以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

返信用封筒には秘密の保護のため、農家民宿の名称、ご担当者名等は記入しないでご投函ください。